

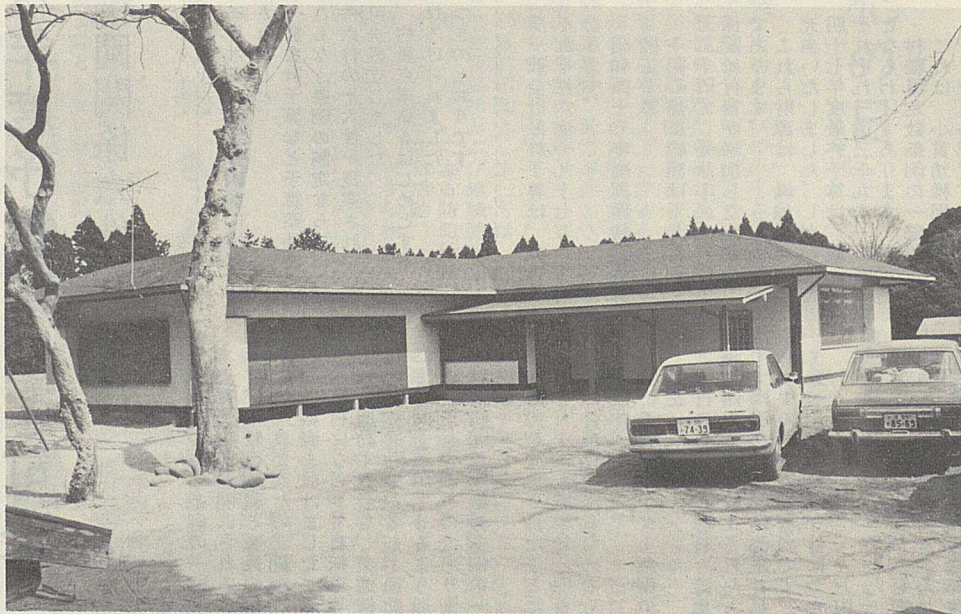
きたうら

村の人口と世帯

昭和48年3月末日住民基本台帳調

		前月比
世帯数	2,312	増 1
人口	10,709	減 53
男	5,231	減 22
女	5,478	減 26

昭和48年3月25日発行 №152号 ◆発行と編集 茨城県行方郡北浦村役場 ☎ 02915-42.49.79



成田田園都市センターが完成

4月5日 知事を迎え落成式

昨年、事業が着手された成田地区田園都市建設事業は、事業の中心施設である田園都市センターが完成、四月五日、知事を迎え落成式が行なわれます。

完成した田園都市センターは、総事業費八百万円で半額は県、村からの基金（補助）、残り半額は地区負担です。センターは、地区のあらゆる会合、研修に使え、社会生活環境の改善のため中心となります。

モデル地区、第一年次事業としてはすでに道路の改良、舗装、こさばらい、街路灯の設置、研修会等が実施されました。

今月の紙面

ページ

2 議会

3 防犯の日

4-8 四十八年度予算について

9 老人大学閉講式

10 郷土をよくする指導者研修会

(三月定例会)

昭和四十八年度予算案など可決

幼稚園関係六件も同時に

村議会第一回定例会は、三月六日、役場会議室に招集され十四日間の日程で開催されました。
村長より昭和四十八年度一般会計予算案など予算案件四件、村立小貫幼稚園設置にともなう条例の制定ならびに改正案件六件、その他の案件六件の十六件が提案され、いずれも慎重審議の結果、可決成立しました。
七日目には、一般質問が、村重点事業をはじめとする村全般にわたり熱心に繰りひろげられました。
成立した案件の要旨は、つぎのとおりです。

・昭和四十七年度村一般会計補正予算
今回の補正総額は、千四百二十四万円で主な追加は一般職員の退職特別負担金の増加と、鹿行広域市町村圏基金幹事としての畜場敷地買収ができなかったこと、この負担金を明年度に繰越、財政調整基金積立金に積立てたこと、社会福祉協議会活動費、稲作転換促進事業、地域特産農業推進事業補助にともなうもの、田園都市建設事業としての道路工事による電話柱移転、道路保全材料、県道改良負担金ならびに学校給食にともなうセンターのボイラー、コンテナ車の更新等の増加であります。これらの財源は、地方交付税、各種補助受入、地方譲与税等が主な歳入であります。昭和四十七年度一般会計最終予算は、歳入歳出それぞれ六億九千九百七十六千円となります。

・昭和四十七年度国保特別会計の補正予算
今回の補正総額は千九百八十五万二千円で、受診率の上昇により保険給付費が増加したためのものであります。これらの財源は、繰越金をもって充当いたしました。したがって、四十七年度最終予算は、歳入歳出それぞれ一億三千九百九十一万八千円となるわけであります。

・村職員定数条例の一部改正
これは、小貫幼稚園の開設にともなう教員の配置、老人医療無料化給付事務ならびに道路改良、土地改良事業推進による事務の増大により、現行の実定数九十九人を百五十人に改めるものであります。

・昭和四十七年度村一般会計補正予算
今回の補正総額は、千四百二十四万円で、主な追加は一般職員の退職特別負担金の増加と、鹿行広域市町村圏基金幹事としての畜場敷地買収ができなかったこと、この負担金を明年度に繰越、財政調整基金積立金に積立てたこと、社会福祉協議会活動費、稲作転換促進事業、地域特産農業推進事業補助にともなうもの、田園都市建設事業としての道路工事による電話柱移転、道路保全材料、県道改良負担金ならびに学校給食にともなうセンターのボイラー、コンテナ車の更新等の増加であります。これらの財源は、地方交付税、各種補助受入、地方譲与税等が主な歳入であります。昭和四十七年度一般会計最終予算は、歳入歳出それぞれ六億九千九百七十六千円となります。

・村職員の給与条例の一部改正
小貫幼稚園が開設されることにより、一般行政職と職員の給料表の適用が異なるため、新たに教育職の給料表を設けました。さらに郡内町村にならって自転車等を利用して通勤する者も、交通機関を利用して通勤する者も、通勤距離により同一適用させるよう通勤手当の改正をするものであります。

・村消防団員定数等条例の一部改正
消防力が充実されたことにより定数を百十三人減少し、四百六十五人に合理化を図るためのものであります。

・村母子健康センター条例の一部改正
現行の分べん介助料と給食料は、昭和四十五年に改正されたもので、すでに隣接町村では改正されておりますので改めるものです。

・分べん介助料(一件につき) 一万円
給食料(一日につき) 六百円

・改正されました。
・村立学校設置条例の全部改正
・村立小貫幼稚園の設置にともない条例を整備するためのものであります。

・村立幼稚園授業料等徴収条例の制定

制定。
村立小貫幼稚園が設置されたことにより、学校教育法第六条に規定されている運営費用の一部として、授業料等徴収するため制定するものであります。

・入園料(園児一人につき) 千円
・授業料(園児一人につき) 五百円

・村立幼稚園の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償条例の制定
村立幼稚園の設置にともない校医等を、委嘱します。公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定により制定するものであります。

・村社会教育委員条例の全部改正
社会教育法の規定にともなう、条例の整備をするため改正するものであります。

・非常勤特別職の報酬等条例の一部改正
村立小貫幼稚園の開設にともない、学校教育法第八條の規定により園長を設置しなければならぬので、当該学校長に兼務をお願いするため改正するものであります。

・村印鑑条例の全部改正
住民の利便を増進するとともに取引の安定を確保するため、条例の全部を改正するものです。くわしくは六ページを。

・昭和四十八年度村一般会計
・昭和四十八年度村国民健康保険特別会計予算
・村国定資産評価審査委員会委員の選任につき同意
村国定資産評価審査委員会委員立花介さんが、本年三月十三日で任

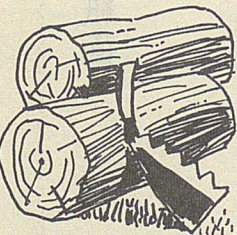
期満了となったので、後任委員に山田、辺田恒寛(66)さんについて選任につき議会の同意を求めるものです。

・村医療福祉費条例の制定
乳児・重度心身障害者およびねたきり老人等の医療費が、県の補助事業として昭和四十八年四月一日から実施されるので、これにない本村としても同事業を実施するための条例の制定です。

・新城小学校校舎防音改築工事請負契約の変更
杭打工事に変更があったため、千八百四十四万円を千八百六十六万二円に減額変更するものです。

・請願審査報告について
(教育厚生常任委員会)
・村立新城幼稚園設立に関する請願(小沼伝六郎ほか三百九十二名)……採択
(建設常任委員会)
・道路改良に関する請願(五十野茂ほか七名)……不採択
・道路改良に関する請願(仲居豊ほか十八名)……採択

一般質問は、七日目に開かれ十議員が村政全般にわたり討議が行なわれました。一般質問の要旨については、四月号掲載予定です。



毎月十五日は

『防犯の日』

警察では、本年から毎月十五日を「防犯の日」と定め、この日は県内全域において、全警察官をあげて、防犯、捜査活動を展開することになりました。

「防犯の日」を設けた趣旨は、交通事故をはじめ、その他いろいろな事件、事故の増加と、それにもなう事務の複雑化、多量化のため、本来の防犯、捜査活動が制約されつつあります。これを本来の趣旨に房し、原点に立ちかえって、強力な防犯、捜査活動を推進するため、この日は県下の全警察官が街頭に出て、県民の皆様の平

穏な生活をおびやかす各種の犯罪を予防し、あるいはすでに発生した犯罪の解決に努め、又は、非行少年の補導活動に努めるなど、市民警察に徹しようとするものです。

「防犯の日」の活動の重点は、
◎窃盗事件、暴力事件の予防検挙
◎非行少年の補導
などです。

具体的活動としては、
○防犯連絡所および地域防犯団体の等との連携による防犯診断、その他の地域防犯活動。
○青少年補導員、青少年相談員、その他地域職域防犯団体等との

人権擁護委員に

石上 禎亮さん



石上 禎亮さん

前委員の千ヶ崎俊雄さんの任期満了にともない石上禎亮さんが、三月一日付で法務大臣より委嘱されました。

人権擁護委員の職務は、次のとおりです。
一、自由人権思想に関する啓発および宣伝をなすこと。
二、民間における人権擁護運動の

共同による非行少年の補導。
○防犯映画会、座談会等の開催などを実施していく予定です。
ちなみに、昭和四十七年一年間の県内における犯罪発生総数は、一万九千七百七十四件(ただし、交通犯をのぞく)にのぼっています。

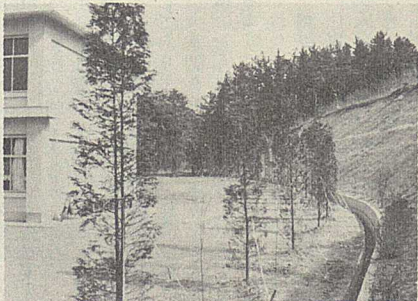
また、このほかに怠学、怠業、不良交遊、シンナー乱用など、不良行為少年として昨年一年間に補導された少年は、一万八千九百七十九名にのぼっています。

このような犯罪や非行少年を出来るだけ少なくしよう、そして明るい郷土を築きあげよう。そのために県民の皆さんと警察とが一体となつて防犯活動をしよう。青少年の健全育成を目標と、そのよう活動のために設けられたのが「防犯の日」なのです。

助長に努めること。
三、貧困者に対し、訴訟援助その他、その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。
四、人権侵害事件につき、その救済のため調査および情報の収集をなし、法務大臣へ報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。
五、その他人権に関する問題で困りの方は、遠慮なく相談して下さい。秘密は絶対に守られます。石上さんのお宅は
北浦村大字山田四七一
石上 禎亮
北浦一六番

自動車税について

おねがい



県民の皆さんのご協力をお願いします。

小貫小へのおいひば

桜を寄贈

防音改築になった小貫小学校へ、三十五年度卒業生(代表小貫次男さん)より桜苗百本、関東農政局水戸育種場(小田許久場長)よりおいひば二十六本が寄贈されました。寄贈された桜は、父兄の協力により三月下旬校庭に植えられ子供たちは苗が大きくなるのをたしみに手入れをしています。

●自動車税の納期変更について
昭和四十八年度の自動車税の納期が次のように変更されます。
○第一期
五月二十一日から
三十一日まで
○第二期
十一月二十一日から
三十日まで
したがって、昭和四十八年度第一期分の納税通知書は、五月中旬に送付されます。
●自動車税の継続検査(車検)に必要な、納税証明書の取扱いについて
昭和四十七年度第二期分の自動車税の納税通知書に添付された

「継続検査用納税証明書」を使用する場合、納税証明書に「有効期限昭和四十八年四月三十日」記載されていますが、昭和四十八年分の納期限が五月三十一日に変更されています。これは昭和四十八年度分の納期限が五月三十一日に変更されたことにもない、有効期限を昭和四十八年五月三十一日と変更いたします。

したがって、五月三十一日まで車検を受ける場合は、上記の証明書を使用することが出来ます。なお、上記証明書を持っていない方は、従来どおり県税事務所の窓口で完納のうえ証明書の交付を受けることになります。

9,228万6千円

業・道路中心に

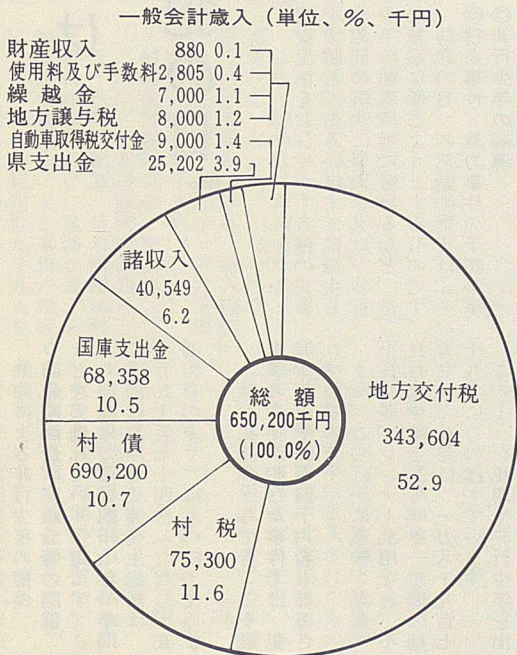


昭和48年度予算案などを提案
説明した勢司村長、以下予算
説明より特集しました。

一般会計は六億五千二十万円

昭和四十七年度もまもなく終
わけてありますが、みなさんのご
協力により、道路舗装、改良、学
校施設整備、消防力の充実等計
画事業が進められておりますこと
を重ねて感謝申し上げます。
昭和四十八年度は、村振興計画
の実施計画の二年目にはいるわけ
であります。村財政については、ご
説明する前に、村財政の依存する
割合の大きい国の予算編成方針の
概要について簡単にふれたいとお
もいます。

国の経済見とおしと
地方財政



予算編成の基本となる、国民総
生産に対する経済の見とおしは
名目で一六・四パーセント、実質
で一〇・七パーセントの伸びをみ
ております。この見とおしにより
により編成された予算規模は、十
四兆二千八百四十億円で前年より
二兆八千六百六十四億円（二四・六
パーセント）増の大型予算であり
ます。

その予算内容は、経済の国内均
衡と対外均衡の調和をはかりつつ
長期的視野にたち国民福祉の向上
につとめるため、社会資本の整備、
社会福祉の充実による国民福祉の
向上、輸入政策の活用による物価
安定対策の充実をはかうとして
おります。

一方、地方財政計画では、わが
国内外の社会経済情勢の変化とも
関連して、成長優先から福祉優先
への転換が強く求められるので、
生活福祉資本の整備、社会福祉諸
施設の充実をつうじ、流れに即応
した適切な財政運営をする見とお
しをしております。なお、経済推移は
拡大基調をたどる見込みなので地
域におうじた弾力的対応が行なえ
るようにならなければならないとし
ております。

歳入のあらまし

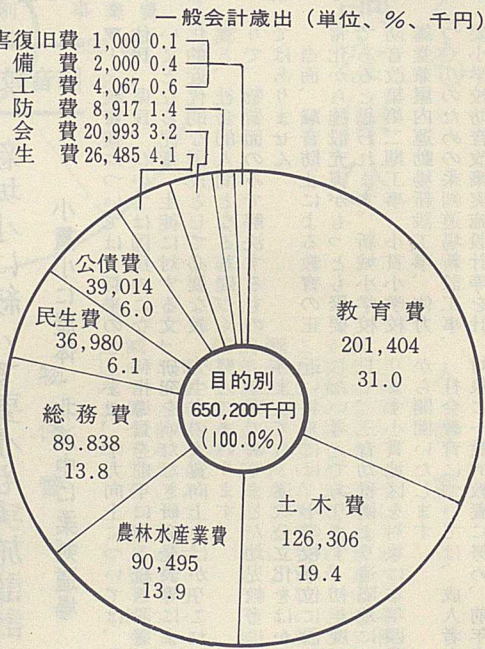
村税については、さきに申しあ
げたとおり地方税の改正が予定さ
れ、個人負担の軽減をはかるため
課税最低限の引き上げ、税率の緩
和がなされます。固定資産につい
ては土地の評価がえに追加、家屋
の新築、増改築等により増収が期
待されます。住民税については、
給与所得者による特別徴収分は伸
びます。しかし、その他住民に対
する税は軽減措置により減収し、
横ばいの傾向をたどるものと思わ
れますので、前年当初比一六・五
パーセント増の七千五百三十万円
を計上いたしました。

村民の税負担は、たばこ消費税

総額7億

教育・産

昭和48年度



省による公立文教施設等超過負担
の解消に努めるとの見解です。こ
の補助基準単価の引き上げ等によ
って増額される見込みであります
が、その実体は把握がたいため、昭
和四十七年度基準で計上し、九千
三百五十六万円といたしました。
交通安全対策特別交付金、使用
料、財産収入、寄附金、繰入金、
諸収等についても昨年の実績と、
主な収入源である給食納付金につ
いては、

歳出
きめ細かい行政

本年度は先にも申しあげたとお
り極力補正要因をのこさないよう
各課要求を多少修正いたしました
が、ほぼ要求どおり採用いたしま
した。これにより、住民の意思が
なにかの形で反映されているも
のと思われま

老人医療無料化と
児童手当

二八・〇パーセント増になります。
▼……総務費は村職員の給与や微
税に必要な経費、財産の管理、戸
籍事務、選挙や統計事務に必要な
経費などでありま

北浦湖岸土地改良を推進

▼……農林水産業費は、農業委員
会の運営費用、米の生産調整事務
優良産米生産のための空中防除、
（黄萎病、いもちめい虫）二回実
施、土壌病害、農作物被害防止
のための野を駆除、畜産奨励事業
としての家畜に対する防疫の各事
業を実施いたします。

土地改良事業としては、農道整
備事業、団体営として行なわれる
老朽溜池改良事業の助成、北浦湖
岸周辺県営大規模は場整備事業推
進のための調査設計、農免道路北
浦西線整備事業を実施します。
林道次木線の整備を林道整備事
業として実施します。

地籍調査については、内宿、両
宿の一部と次木地区を実施します。
水産業振興のためえび巣の新改
築、ふかさぎの人工ふ化を実施、
また、取る漁業からつくる漁業へ
転換をはかるこいの生す設置を推
進します。

農林水産業費は、これらを合わ

せ前年比二六・〇パーセント増の九千四百九十五千円でありました。

商工会館を建設補助

▼……商工費については、公民館津澄分館が老朽化していますので、商工会館との併用措置として建設

道路 改良九・八五メートルを推進

▼……土木費については、社会資本となるもので、住民福祉に直接つながるものであります。道路橋りょうは、振興計画にもついで、道路舗装九千八百五十六メートル（田園都市事業五百六十五メートルを含む）、道路改良六千三百三十メートル、橋りょうの永久橋のかけ替の事業を実施します。

土木費の総額は、一億二千六百三十万六千円、前年比五・二パーセントの減少になりましたが、これは国補事業で実施し、昨年完成した金くず線が計上されなかったためです。

消防力を強化

▼……消防費については、消防自動車ポンプ等機動力が整備され、消防基準力を上まわる現況であります。消防団員の削減により、精鋭主義をとることとし、百十三人減員し、四百六十五人の定数としました。

防音校舎

新城小に続いて要小も実施設計

小貫小に屋体・北浦中に柔剣道場

▼……教育費については、将来の住民、県民、ひいては国民の文化的近代的な国民として必要な教育と、社会的人間となる基礎づくりで、物質面のみで解決するものではありません。

適正な公債

公債費については、財政力の低い本村としては、当然地方債を活用し、文化吸収をせざるを得ません。

新しい印鑑登録および証明

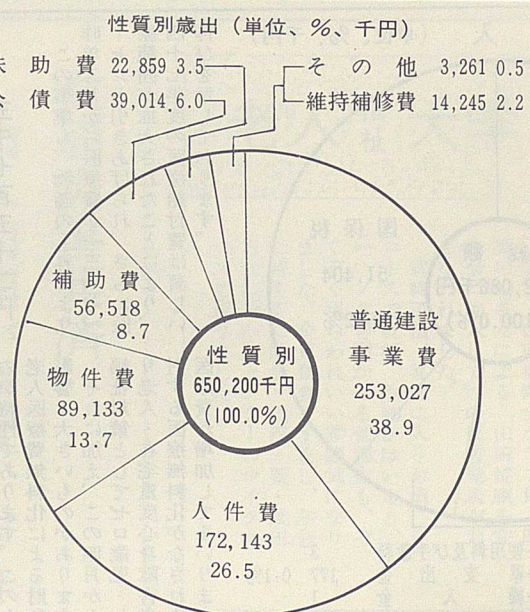
証明について

登録替えは六月中旬に
新しい印鑑登録および証明方式が、きたる七月一日から変わります。

① 印面がき損・摩滅しているもの
② ゴム印などその他変形しやすいもの
③ 氏名、氏または名のいずれも表示されていないもの
④ 印面の大きさが一辺の長さ二十ミリメートルの正方形に収まらないもの



性質別 各費用とも 順調な伸び



昭和四十八年度一般会計予算を性質別に申しあげますと、もともと良い財政運営は、予算上に占める事業費が多ければ多いほど良いわけであり、地方交付税依存団体ではそれはまいるません。

人件費

人件費については、昨年度人事院勧告がなされ、国家公務員に準じて職員の給与が改定されたことと、これにともない非常勤特別職の報酬等が改正されたことにより、前年当初より三千四百六十六千円増額となりました。

物件費

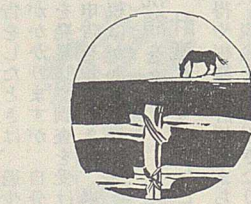
物件費等については、管理運営のため費用、学校営繕、道路保全部、用原材料、老人医療無料化にともなう扶助、各種事業推進のための負担金ならびに奨励事業補助および起債償還費等であります。

投資的経費

投資的経費については、住民福祉につながる事業経費であります。おもなものは、目的別に説明事業等、交通安全施設の整備、農林振興としての農道整備事業、北浦湖岸周辺は場整備事業として

乳児・ねたきり老人の 重度心身障害者の 医療費が無料に

以上で該当する医療費は、個人負担分については、県と村が負担し、無料となります。



昭和四十八年四月一日から、乳児……満一歳未満、重度心身障害者……身体障害者手帳の交付をうけており一級、二級の者、ねたきり老人……国民年金法に定める一級、二級に該当する者、精薄者……知能指数五十以下と判定された者。

交通災害共済

加入期間が年度くぎりに

四月一日から交通災害共済組合の加入期間が年度くぎりにになりました。いままで、共済加入期間は申込んだ日の翌日から一年間でしたが、毎年三月三十一日で期間がきれることになりました。ですから、いま加入されている人は、継続加入するときには、必ず三月末日までにしてください。

(昭和48年度共済加入期間に対する会費額)

加入(共済)期間	一 般	中学生以下
4 月 1 日 から	5 0 0 円	3 0 0 円
5 月 1 日 から	4 6 0	2 7 5
6 月 1 日 から	4 2 0	2 5 0
7 月 1 日 から	3 8 0	2 2 5
8 月 1 日 から	3 3 0	2 0 0
9 月 1 日 から	2 9 0	1 7 5
10 月 1 日 から	2 5 0	1 7 1
11 月 1 日 から	2 1 0	1 2 5
12 月 1 日 から	1 7 0	1 0 0
1 月 1 日 から	1 3 0	7 5
2 月 1 日 から	8 0	5 0
3 月 1 日 から	4 0	2 5



保険料は現在月額五百五十円を役場に納めることになっています。老後の生活安定のために、今すぐ国民年金に加入することをおすすめします。

加入手続は役場住民課国民年金係に認印持参のうえおいでください。

老人 福祉 大学が閉講式

さる三月二十三日、山田の行方郡老人福祉センターで北浦村老人福祉大学閉講式がおこなわれました。閉講式は、勢司(村長)学長のあいさつに続いて、大里老連会長河野村議長のあいさつがありました。小貫寿クラブ会長、阿部竜男さんによる「実験老人クラブを運営して」、山田自寿会クラブ員、岡里のぶさんによる「山田健康を守る会に加入して」の反省発表がおこなわれました。

郵便局でもお金が借りられます。郵便貯金を担保にした預金者貸付けは昨年来「郵便局の庶民金融」という名でマスコミをにぎわせたが、みなさまの「郵便局でお金が借りられたら」という長い間の念願が実現をむすび、いよいよこの日からスタートしています。

障害・母子年金の現況は、五月三十一日まで。今回、将来における年金支払事務の効率化をはかるため、年金給付の支払期日ならびに現況届出書の事務処理が改正されました。

三、なお、現況の届出については、各受給権者に後日通知をいたします。

サラリーマンの奥さんへ

国民年金は、自営業者や農家の方を加入対象とする年金制度ですが、教職員共済組合、厚生年金などの公的年金制度に加入しているサラリーマンの奥さんも国民年金に加入することができます。

特別会計

国民健康保険

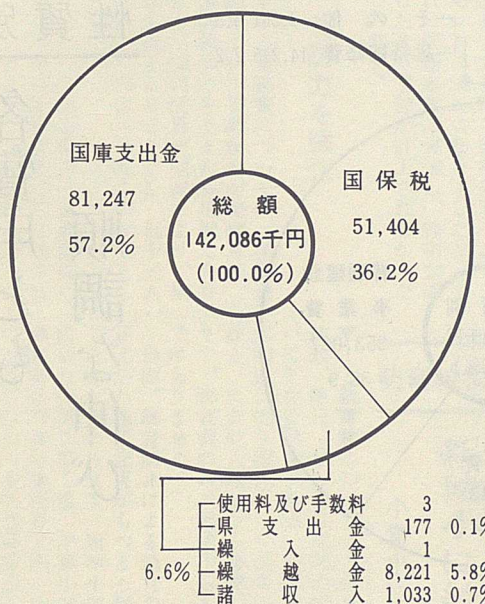
一億四千二百八万六千円

一世帯当り
二万五千八百六十円
一人当り
五千七百五十二円

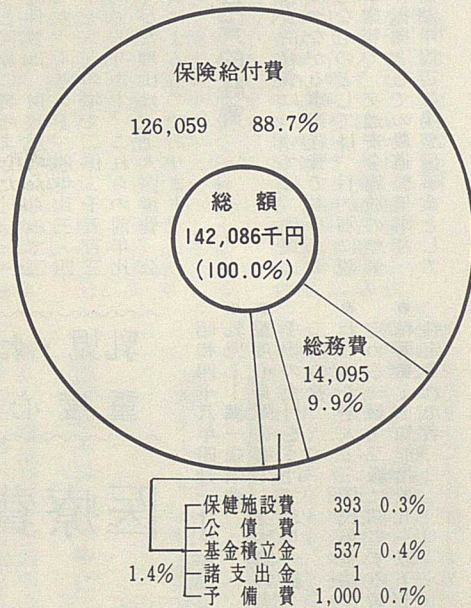
この事業も、物価の上昇により昨年二月から医療費が一三・七パーセント引き上げられ、さらに医療範囲が拡大されたことにより、四十七年度の医療給付費は著しい伸びを示しております。

また、本年一月から七十歳以上の老人医療費が無料化され、実施されておりますが、国保の被保険者は、他の社会保険制度に比べ老人、低所得者の占める割合が多いのが特性であります。このため、老人医療費無料化による財政への影響は大きいものがあります。

歳 入 (単位、%、千円)



歳 出 (単位、%、千円)



は必然的でありまして、昨年に比較し、税の増徴は避けられない現状であります。

確定申告がまちがって

いたときは

計算していただくとき

昭和四十七年分の確定申告の受付は、三月十五日で終わりました。しかし、確定申告をした後で、内容がまちがっていたことに気づいた方はありませんか。確定申告がまちがっていたときは訂正することが出来ます。

確定申告をしなければならぬ人が、忘れていたり申告をしていなかったときは、申告期限でも確定申告をすることが出来ます。

税額を多く

計算していただくとき

よく早くした方が有利です。つまり、税務署の調査を受けた後で修正申告をしたときは、過少申告加算税がかかりますが、自分でまちがいを発見して調査を受ける前に修正申告をしたときは、過少申告加算税はかかりません。

▲郷土をよくする指導者研究会

生活改善と 環境保全を話し合い



↑全体会での発表、討論

急速に変ぼうを続ける地域社会のなかで住民の生活には、数多くの課題が山積されています。教育委員会では、三月十九日北浦村公民館において、郷土をよくする指導者研修会を開催しました。今回の郷土をよくする指導者研修会は、生活改善と環境保全の課題を研究し、住民ひとりひとりの意識を高めて、実践に結びつけ、

きれいで明るい村づくりを達成することを目的としています。研修会には、区長・婦人会・PTA・青年団、商工会・老人会などの指導者が参加し数多くの有意義な意見が出されました。第一分科会A班は、生活改善(冠婚葬祭)について、話し合いがもたれたが、結論としては、生活改善(冠婚葬祭)を強力に推進する

ため、生活改善推進協議会(仮称)を村の責任において設置し、計画的に話し合いを進めると同時に区長・婦人会・青年会等を推進母体として生活改善の徹底を期したいとの要望が強くだされた。冠婚葬祭についての出された意見をもと

- ▼葬式について
・花輪は一对とし、その外は印刷物で掲示し実際の半額程度を贈るようにしたらどうか。
・お返しは手ぬぐい一本とする。
・女性の手伝いに対する礼は、品物を廃止する。(一人あたり千円程度にする。)
- ▼結婚式について
・披露宴は、派手にならないようにし、特に引き出物の額を規制してはどうか。
▼病氣見舞について



→分科会での話し合い

- ・快気祝は廃止するのがよい。
・見舞は二人で行く。
・自宅へ行くこと(病院へは、近親者のみとする。)
- ▼その他
・葬式の忌中払いの廃止について
・成人式の衣装の問題等

第一分科会Bは、生活改善(日常生活のきまり)について、話し合ったわけですが、問題を「時間を守ろう(約束)」にしほり活発な意見が出されました。

- ▼時間を守ろう
・会議を開く場合、時間的サバを読んでは問題の解決はできないことである。回を重ねることによって意識を高めていくことが必要だ。
・家庭の時間的しつけもよいが、あまり強調すると家庭生活が荒れかねなくなってしまう。ある程度の規制はよい。
- ・打算の生活の中から奉仕の精神をつちかい、小さな芽を長い眼で育てていく家庭生活が必要ではないでしょうか。

第二分科会Aは、環境保全(村として「ごみ」をどう始末するか)について、話し合われ、高度成長社会のうみだした「ごみ」に村はどう対処すべきか、どのような施策を推進すべきかが討論されました。

- ▼村として「ごみ」をどう始末するか。
・袋にはいらないごみは、袋をごみにしはばっておくと収集車が持つていく。
・ビニール類・ビールビン・一升ビン等の燃えないごみは、販売店や中学生の廃品回収にやるようちからがないでまともなく、ゴミ収集袋は、無償にしてもよいが他に利用される例が多いの

で、家庭で処理できるものは、処理に努めなければならない。火災予防のため、中止していたゴミ捨て場は、六月ごろから再開する予定です。

・収集場所については、希望をとって決定したのが、現在の場所です。

第二分科会Bは、環境保全について「生活環境をよくするには」というテーマで話し合われ、有意義な意見がだされました。

▼生活環境をよくするには。
・家庭の清潔整とんが基礎ではないだろうか、それには、区長・衛生協力員・村当局との連携により春・秋二回の村内清潔整とん、優良家庭の表彰等強力な実施が望まれます。

・廃き物の処理については、他人の田畑・山林に投棄が多いので、めいわくのかからないように、自家処理や処理場の委託が自発的に指導、啓発につとめる。公害問題、特に養豚・養鶏による畜産公害やせり栽培による井戸水の問題については、村の産業の位置づけの中での対策を講じられたい。